

改 正 後	現 行																																																		
<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">設計業務等の価格積算基準等の留意事項</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領について</p> <p>1 [略]</p> <p>2 旅費交通費の構成 旅費交通費の構成は、次のとおりとする。</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin-left: 20px;"> <div style="margin-right: 10px;">旅 費 交 通 費 (作業打合せ、現地調査等)</div> <div style="margin-right: 10px;">—</div> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 5px;">┌ 交通費</div> <div style="margin-bottom: 5px;">├ 日 当</div> <div style="margin-bottom: 5px;">└ 宿泊費 (普通旅費・滞在日額旅費)</div> </div> </div> <p>(注) <u>作業打合せ及び現地作業等</u>の旅行日に係る技術者の基準日額は、直接人件費に計上する。</p> <p>3～4 [略]</p> <p>5 旅費交通費の積算 現地作業及び打合せに要する旅費交通費の積算は、最も経済的な経路により次の積算方法により算定する。 交通手段の選定にあたっては「5-2 通勤及び滞在の区分」、交通費の算定にあたっては「5-5 交通費」によるものとし、現地での作業を伴う業務はライトバン、その他の業務については公共交通機関を利用することを標準とするが、実情を勘案し算定するものとする。</p> <p>5-1～5-5 [略]</p> <p>5-6 日当、宿泊費単価 (1) 日当及び宿泊費</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">(平成30年4月1日現在)</div> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">職 種</th> <th colspan="3">普通旅費</th> <th rowspan="3">摘 要</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">日 当</th> <th colspan="2">宿 泊 費</th> </tr> <tr> <th>甲 地 方</th> <th>乙 地 方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査業務</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地質調査技師</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>主任地質調査員</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	職 種	普通旅費			摘 要	日 当	宿 泊 費		甲 地 方	乙 地 方	調査業務					地質調査技師	[略]	[略]	[略]	[略]	主任地質調査員	[略]	[略]	[略]	[略]	<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">設計業務等の価格積算基準等の留意事項</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領について</p> <p>1 [略]</p> <p>2 旅費交通費の構成 旅費交通費の構成は、次のとおりとする。</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin-left: 20px;"> <div style="margin-right: 10px;">旅 費 交 通 費 (<u>現地作業・調査及び打合せ</u>等)</div> <div style="margin-right: 10px;">—</div> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 5px;">┌ 交通費</div> <div style="margin-bottom: 5px;">├ 日 当</div> <div style="margin-bottom: 5px;">└ 宿泊費 (普通旅費・滞在日額旅費)</div> </div> </div> <p>(注) <u>現地作業、打合せ及び</u>旅行日に係る技術者の基準日額は、直接人件費に計上する。</p> <p>3～4 [略]</p> <p>5 旅費交通費の積算 現地作業及び打合せに要する旅費交通費の積算は、最も経済的な経路により次の積算方法により算定する。 交通手段の選定にあたっては「5-2 通勤及び滞在の区分」、交通費の算定にあたっては「5-5 交通費」によるものとし、現地での作業を伴う業務はライトバン、その他の業務については公共交通機関を利用することを標準とするが、実情を勘案し算定するものとする。</p> <p>5-1～5-5 [略]</p> <p>5-6 日当、宿泊費単価 (1) 日当及び宿泊費</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">(平成29年4月1日現在)</div> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">職 種</th> <th colspan="3">普通旅費</th> <th rowspan="3">摘 要</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">日 当</th> <th colspan="2">宿 泊 費</th> </tr> <tr> <th>甲 地 方</th> <th>乙 地 方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査業務</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地質調査技師</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>主任地質調査員</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	職 種	普通旅費			摘 要	日 当	宿 泊 費		甲 地 方	乙 地 方	調査業務					地質調査技師	[略]	[略]	[略]	[略]	主任地質調査員	[略]	[略]	[略]	[略]
職 種		普通旅費					摘 要																																												
		日 当	宿 泊 費																																																
	甲 地 方		乙 地 方																																																
調査業務																																																			
地質調査技師	[略]	[略]	[略]	[略]																																															
主任地質調査員	[略]	[略]	[略]	[略]																																															
職 種	普通旅費			摘 要																																															
	日 当	宿 泊 費																																																	
		甲 地 方	乙 地 方																																																
調査業務																																																			
地質調査技師	[略]	[略]	[略]	[略]																																															
主任地質調査員	[略]	[略]	[略]	[略]																																															

地質調査員	[略]	[略]	[略]	[略]
測量業務				
測量主任技師	[略]	[略]	[略]	
測量技師	[略]	[略]	[略]	[略]
測量技師補	[略]	[略]	[略]	[略]
測量助手	[略]	[略]	[略]	[略]
測量補助員	[略]	[略]	[略]	[略]
操縦士	[略]	[略]	[略]	[略]
整備士	[略]	[略]	[略]	[略]
撮影士	[略]	[略]	[略]	[略]
撮影助手	[略]	[略]	[略]	[略]
測量船操縦士	[略]	[略]	[略]	[略]
設計業務				
主任技術者	[略]	[略]	[略]	[略]
技師長	[略]	[略]	[略]	[略]
主任技師	[略]	[略]	[略]	[略]
技師A	[略]	[略]	[略]	[略]
技師B	[略]	[略]	[略]	[略]
技師C	[略]	[略]	[略]	[略]
技術員	[略]	[略]	[略]	[略]

(注) (1)～(4) [略]

(2) 滞在して業務を行う場合の宿泊費

(平成30年4月1日現在)

職 種	滞 在 日 額 旅 費			摘 要
	宿 泊 費			
	30日未満	30以上60日未満	60日以上	
調査業務				
地質調査技師	[略]	[略]	[略]	[略]
主任地質調査員	[略]	[略]	[略]	[略]
地質調査員	[略]	[略]	[略]	[略]
測量業務				
測量主任技師	[略]	[略]	[略]	[略]
測量技師	[略]	[略]	[略]	[略]
測量技師補	[略]	[略]	[略]	[略]

地質調査員	[略]	[略]	[略]	[略]
測量業務				
測量主任技師	[略]	[略]	[略]	
測量技師	[略]	[略]	[略]	[略]
測量技師補	[略]	[略]	[略]	[略]
測量助手	[略]	[略]	[略]	[略]
測量補助員	[略]	[略]	[略]	[略]
操縦士	[略]	[略]	[略]	[略]
整備士	[略]	[略]	[略]	[略]
撮影士	[略]	[略]	[略]	[略]
撮影助手	[略]	[略]	[略]	[略]
測量船操縦士	[略]	[略]	[略]	[略]
設計業務				
主任技術者	[略]	[略]	[略]	[略]
技師長	[略]	[略]	[略]	[略]
主任技師	[略]	[略]	[略]	[略]
技師A	[略]	[略]	[略]	[略]
技師B	[略]	[略]	[略]	[略]
技師C	[略]	[略]	[略]	[略]
技術員	[略]	[略]	[略]	[略]

(注) (1)～(4) [略]

(2) 滞在して業務を行う場合の宿泊費

(平成29年4月1日現在)

職 種	滞 在 日 額 旅 費			摘 要
	宿 泊 費			
	30日未満	30以上60日未満	60日以上	
調査業務				
地質調査技師	[略]	[略]	[略]	[略]
主任地質調査員	[略]	[略]	[略]	[略]
地質調査員	[略]	[略]	[略]	[略]
測量業務				
測量主任技師	[略]	[略]	[略]	[略]
測量技師	[略]	[略]	[略]	[略]
測量技師補	[略]	[略]	[略]	[略]

測量助手	[略]	[略]	[略]	[略]
測量補助員	[略]	[略]	[略]	[略]
操縦士	[略]	[略]	[略]	[略]
整備士	[略]	[略]	[略]	[略]
撮影士	[略]	[略]	[略]	[略]
撮影助手	[略]	[略]	[略]	[略]
測量船操縦士	[略]	[略]	[略]	[略]
設計業務				
主任技術者	[略]	[略]	[略]	[略]
技師長	[略]	[略]	[略]	[略]
主任技師	[略]	[略]	[略]	[略]
技師A	[略]	[略]	[略]	[略]
技師B	[略]	[略]	[略]	[略]
技師C	[略]	[略]	[略]	[略]
技術員	[略]	[略]	[略]	[略]

(注) (1)・(2) [略]

5-7 [略]

第3～第5 [略]

第6 電子成果品作成費について

1 地質・土質調査業務

一般調査業務費における電子成果品の作成費用は、次の式により算出する。
ただし、これによりがたい場合は別途計上する。

$$\text{電子成果品作成費 (千円)} = 4.7X^{0.38}$$

ただし、X：直接調査費 (千円) (電子成果品作成費は除く)

- (注) 1. 電子成果品作成費の上限については、260千円とする。
2. 上式の電子成果品作成費の算出にあたっては、直接調査費を代入する。
3. 算出された電子成果品作成費 (千円) は、千円未満を切り捨てる (小数点以下切り捨て) ものとする。

2 測量業務

測量助手	[略]	[略]	[略]	[略]
測量補助員	[略]	[略]	[略]	[略]
操縦士	[略]	[略]	[略]	[略]
整備士	[略]	[略]	[略]	[略]
撮影士	[略]	[略]	[略]	[略]
撮影助手	[略]	[略]	[略]	[略]
測量船操縦士	[略]	[略]	[略]	[略]
設計業務				
主任技術者	[略]	[略]	[略]	[略]
技師長	[略]	[略]	[略]	[略]
主任技師	[略]	[略]	[略]	[略]
技師A	[略]	[略]	[略]	[略]
技師B	[略]	[略]	[略]	[略]
技師C	[略]	[略]	[略]	[略]
技術員	[略]	[略]	[略]	[略]

(注) (1)・(2) [略]

5-7 [略]

第3～第5 [略]

第6 電子成果品作成費について

1 地質・土質調査業務

一般調査業務費における電子成果品の作成費用は、次の式により算出する。
ただし、これによりがたい場合は別途計上する。

$$\text{電子成果品作成費 (円)} = 0.016X$$

ただし、X：直接調査費 (円) (電子成果品作成費は除く)

- (注) 1. 電子成果品作成費の上限については、200千円とする。
2. 上式の電子成果品作成費の算出にあたっては、直接調査費を円単位 (小数点以下切り捨て) で代入する。
3. 算出された電子成果品作成費 (円) は、1円未満を切り捨てる (小数点以下切り捨て) ものとする。

2 測量業務

測量作業費における電子成果品の作成費用は、次の式により算出する。
ただし、これによりがたい場合は別途計上する。

電子成果品作成費(千円) $=2.3X^{0.44}$
ただし、X：直接人件費(千円)

- (注) 1. 電子成果品作成費の上下限については、上限：170千円、下限10千円とする。
2. 上式の電子成果品作成費の算出にあたっては、直接人件費を代入する。
3. 算出された電子成果品作成費（千円）は、千円未満を切り捨てる（小数点以下切り捨て）ものとする。
4. X(直接人件費)については、打合せに係る直接人件費を含む。

3 設計業務等

設計業務等における電子成果品の作成費用は、次の式により算出する。
ただし、これによりがたい場合は別途考慮する。

(1) 実施設計 [略]

(2) 実施設計以外

電子成果品作成費（千円） $=10.0 X^{0.26}$
ただし、X：直接人件費（千円）

- (注) 1. 電子成果品作成費の上下限については、
(1) の場合、上限：250千円、下限：10千円、
(2) の場合、上限：150千円、下限：15千円とする。
2. 上式の電子成果品作成費の算出にあたっては、直接人件費を代入する。
3. 算出された電子成果品作成費（千円）は、千円未満を切り捨てる（小数点以下切り捨て）ものとする。
4. X（直接人件費）については、打合せに係る直接人件費を含む。

第7 調査・測量・設計業務等に関する運用事項

調査・測量・設計業務等に関する運用事項について以下のとおり定めたので、価格積算の参考とされたい。

運用事項一覧	
1.～3. [略]	4.～6. [略]

1.・2. [略]

3.測量業務

項目	質 疑	回 答
3-1.成果品検定	[略]	

測量作業費における電子成果品の作成費用は、次の式により算出する。
ただし、これによりがたい場合は別途計上する。

電子成果品作成費(千円) $=2.3X^{0.44}$
ただし、X：直接人件費(千円)

- (注) 1. 電子成果品作成費の上下限については、上限：170千円、下限10千円とする。
2. 上式の電子成果品作成費の算出にあたっては、直接人件費を千円単位（小数点以下切り捨て）で代入する。
3. 算出された電子成果品作成費（千円）は、千円未満を切り捨てる（小数点以下切り捨て）ものとする。
4. X(直接人件費)については、打合せに係る直接人件費を含む。

3 設計業務等

設計業務等における電子成果品の作成費用は、次の式により算出する。
ただし、これによりがたい場合は別途考慮する。

(1) [略]

(2) 実施設計以外

電子成果品作成費（千円） $=10.0 X^{0.26}$
ただし、X：直接人件費（千円）

- (注) 1. 電子成果品作成費の上下限については、
(1) の場合、上限：250千円、下限：10千円、
(2) の場合、上限：150千円、下限：15千円とする。
2. 上式の電子成果品作成費の算出にあたっては、直接人件費を千円単位（小数点以下切り捨て）で代入する。
3. 算出された電子成果品作成費（千円）は、千円未満を切り捨てる（小数点以下切り捨て）ものとする。
4. X（直接人件費）については、打合せに係る直接人件費を含む。

第7 調査・測量・設計業務等に関する運用事項

調査・測量・設計業務等に関する運用事項について以下のとおり定めたので、価格積算の参考とされたい。

運用事項一覧	
1.～3. [略]	4.～6. [略]

1.・2. [略]

3.測量業務

項目	質 疑	回 答
3-1.成果品検定	[略]	

費を計上する場合の留意点	[略]				
	[略]		[略]		
	[略]		[略]		
3-2.変化率の適用方法	[略]				
3-3.地域区分の定義	[略]				
	区分	平地	丘陵地	低山地	高山地
	大市街地	[略]	[略]	[略]	[略]
	市街地(甲)	[略]	[略]	[略]	[略]
	市街地(乙)	[略]	[略]	[略]	[略]
	都市近郊	[略]	[略]	[略]	[略]
	耕地	[略]	[略]	[略]	[略]
	原野	[略]	[略]	[略]	[略]
	森林	[略]	[略]	[略]	[略]
3-4.標準歩掛における率計上費目の構成内訳	[略]		[略]		
	費目	経費の内訳		摘要	
	機械経費	[略]		[略]	
		[略]		[略]	

費を計上する場合の留意点	[略]				
	[略]		[略]		
	[略]		[略]		
3-2.変化率の適用方法	[略]				
3-3.地域区分の定義	[略]				
	区分	平地	丘陵地	低山地	高山地
	大市街地	[略]	[略]	[略]	[略]
	市街地(甲)	[略]	[略]	[略]	[略]
	市街地(乙)	[略]	[略]	[略]	[略]
	都市近郊	[略]	[略]	[略]	[略]
	耕地	[略]	[略]	[略]	[略]
	原野	[略]	[略]	[略]	[略]
	森林	[略]	[略]	[略]	[略]
3-4.標準歩掛における率計上費目の構成内訳	[略]		[略]		
	費目	経費の内訳		摘要	
	機械経費	[略]		[略]	
		[略]		[略]	

	材料費	[略]	[略]
		[略]	[略]
		[略]	[略]
	通信運搬費等	[略]	[略]
		[略]	[略]
3-5.路線測量における留意点	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
3-6.現地測量の歩掛適用範囲	[略]	[略]	[略]
3-7. 世界測地系への移行に伴う留意点等	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
3-8.測量調査費として計上する内容	[略]	[略]	[略]
3-9.空中写真測量、深淺測量、UAV 写真測量等の積算基準にない歩掛について、市販されている他省庁の適用歩掛の適用歩掛	空中写真測量、深淺測量、UAV 写真測量等の農水省の積算基準にない歩掛について、市販されている他省庁の歩掛をそのまま使用してよろしいか。	国土交通省等他機関が定める歩掛で該当するものがあれば、内容等について使用の適否を十分確認の上、使用されたい。 また、参考とする歩掛がない場合は見積り徴集による。	

4.設計業務

項目	質 疑	回 答	
4-1.各設計段階における調査、測量の実施状況			
(1)地質調査等の実施状況			
対象工種	構 想 設 計	基 本 設 計	実施設計及び補足設計
全工種	[略]	[略]	[略]
(2)測量の実施状況			
対象工種	構 想 設 計	基 本 設 計	実施設計及び補足設計
コンクリートダム	[略]	[略]	[略]
フィルダム	[略]	[略]	[略]
頭首工 溪流取水工	[略]	[略]	[略]
ポンプ場	[略]	[略]	[略]
水路工	[略]	[略]	[略]
農地造成 畑地かんがい施設	[略]	[略]	[略]
ほ場整備	[略]	[略]	[略]
農道 1	[略]	[略]	[略]
農道 2	[略]	[略]	[略]

	材料費	[略]	[略]
		[略]	[略]
		[略]	[略]
	通信運搬費等	[略]	[略]
		[略]	[略]
3-5.路線測量における留意点	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
3-6.現地測量の歩掛適用範囲	[略]	[略]	[略]
3-7. 世界測地系への移行に伴う留意点等	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
3-8.測量調査費として計上する内容	[略]	[略]	[略]
[新設]	[新設]	[新設]	[新設]

4.設計業務

項目	質 疑	回 答	
4-1.各設計段階における調査、測量の実施状況			
(1)地質調査等の実施状況			
対象工種	構 想 設 計	基 本 設 計	実施設計及び補足設計
全工種	[略]	[略]	[略]
(2)測量の実施状況			
対象工種	構 想 設 計	基 本 設 計	実施設計及び補足設計
コンクリートダム	[略]	[略]	[略]
フィルダム	[略]	[略]	[略]
頭首工 溪流取水工	[略]	[略]	[略]
ポンプ場	[略]	[略]	[略]
水路工	[略]	[略]	[略]
農地造成 畑地かんがい施設	[略]	[略]	[略]
ほ場整備	[略]	[略]	[略]
農道 1	[略]	[略]	[略]
農道 2	[略]	[略]	[略]

項目	質 疑	回 答
4-2.電子計算機 使用料及び機 械器具損料の 取扱い	[略]	[略]
4-3.電子計算機 利用の設計単 価	[略]	[略]
4-4.過年度と類 似業務を発注 する場合の取 扱い	過年度実施済みの類似した業務を 発注する場合、歩掛の査定が行われる のか。	原則として査定は行わない。
4-5.コンクリ ートダムの電子 計算機使用料	[略]	[略]
4-6.水路工の断 面数の取扱い	[略]	[略]
4-7.水路工の中 心線決定	[略]	[略]
4-8.水路工で近 接する複数路 線の設計を行 う場合	[略]	[略]
4-9.パイプライ ンと畑地かん がい施設の水 理計算	[略]	[略]

項目	質 疑	回 答
4-10.畑地かん がい施設ファ ームポンド容 量の適用範囲	[略]	[略]
4-11.農道工で 近接する複数 路線の設計を 行う場合	[略]	[略]
4-12.環境整備 の設計歩掛	[略]	[略]
4-13.環境調査 の価格積算基 準及び適用歩 掛	[略]	[略]
4-14.生態系調 査の価格積算 基準	[略]	[略]
4-15.図工の計 上の取扱い	[略]	[略]
4-16.他省庁歩 掛等の取扱い	[略]	[略]

5・6. [略]

項目	質 疑	回 答
4-2.電子計算機 使用料及び機 械器具損料の 取扱い	[略]	[略]
4-3.電子計算機 利用の設計単 価	[略]	[略]
4-4.過年度と類 似業務を発注 する場合の取 扱い	過年度実施済みの類似した業務(手 戻り)を発注する場合、歩掛の査定が 行われるのか。	原則として査定は行わない。
4-5.コンクリ ートダムの電子 計算機使用料	[略]	[略]
4-6.水路工の断 面数の取扱い	[略]	[略]
4-7.水路工の中 心線決定	[略]	[略]
4-8.水路工で近 接する複数路 線の設計を行 う場合	[略]	[略]
4-9.パイプライ ンと畑地かん がい施設の水 理計算	[略]	[略]

項目	質 疑	回 答
4-10.畑地かん がい施設ファ ームポンド容 量の適用範囲	[略]	[略]
4-11.農道工で 近接する複数 路線の設計を 行う場合	[略]	[略]
4-12.環境整備 の設計歩掛	[略]	[略]
4-13.環境調査 の価格積算基 準及び適用歩 掛	[略]	[略]
4-14.生態系調 査の価格積算 基準	[略]	[略]
4-15.図工の計 上の取扱い	[略]	[略]
4-16.他省庁歩 掛等の取扱い	[略]	[略]

5・6. [略]

第8 [略]

第8 [略]